【記入例】均等割のみ課税世帯用 様式第2号 申請書 (表面)

越前市令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対する支! <mark>赤枠</mark>:必ず記入してください

★本給付金の申請期限は、

令和6年8月31日(土)【書類必着】です。

本申請内容に相違ありません。

また、【誓約・同意事項】(本紙裏面)を全て確認し、誓約・同意の上、申請します。

記入①

青枠:場合によって記入してください

緑枠:説明事項

基準日(令和5年12月1日) 時点の住民票上の世帯主を 申請者としてください。 実際の扶養者と申請者(世 帯主)は異なる場合があり ます。

記入②

申請区分に レ点を入れてください。

申請日 令和 6年 ○月 ○日 フリガナ 越前 太郎 氏 名 申請者 (T915-8530) (世帯主) 現住所 越前市府中一丁 連絡先 0*0 1234) 5678

(1) 申請区分 ※申請する項目にレ点を入れてください。

★ 住民税均等割のみ課税世帯に対する支援給付金

☑ こども加算(児童1人あたり5万円加算)

※こども加算は、「基準日(令和5年12月1日)時点で扶養している(同一生計である)18歳以下(平成17年4月2日生まれ以降)の児童」が対象です。ただし、「基準日の翌日以降に出生した児童」及び「別世帯だが扶養している児童」も対象となります。 ※こども加算のみを申請する場合は、住民税均等割のみ課税世帯に対する支援給付金を既に受給している必要があります。

(2) 申請者が属する世帯の状況

※基準日(令和5年12月1日)時点の世帯の全ての構成員について記載してください。(こども加算のみを申請する場合は、申請する児童 のみを記載してください。)

	フリガナ 氏 名	申請者との続柄	生年月日	令和5年1月1日時点の住 所 (現住所と異なる場合に記入)	令和5年度住民税 の課税状況	こども加算 申請欄 (こども加算を申請 する場合に記入)
1	エチゼン タロウ <mark>越前 太郎</mark>	本人	明·大昭平·令 50年4月24日		□ 所得割が課税 対等割のみ課税 □ 非課税	左記児童 □ のこども加 算を申請
2	エチゼン キクコ 越前 菊子	妻	明·大昭平·令 50年6月1日	○○県○○市	□ 所得割が課税 □ 均等割のみ課税 ▼非課税	左記児童 □ のこども加 算を申請
3	エチゼン イチロウ 越前 一郎	子	明·大·昭平令 21年5月15日		□ 所得割が課税 □ 均等割のみ課税 ☑ 非課税	左記児童 のこども加 算を申請
4			明・大・昭・平・会	-A1154	□所得割が課税	左記児童

記入

(対象児童がいる世帯のみ)

記入した児童と 生計が同一であるこ とを確認して、レ点を 入れてください。 ※生計を別にしている 児童は申請できません。 ※こども加算を申請し ない場合は、記入不要 です。

申請を行う世帯(または児童)の 氏名等を記入してください。

現住所と令和5年1月1日時点の住所地が異なる方(市内転居を除 く。)は、令和5年1月1日時点の住所地の市区町村が発行する「令和 5年度分の住民税の課税状況が分かる証明書」の添付が必要です。 ※住所地と課税地が異なる場合があります。

※証明書の名称は市区町村によって異なる場合があります。

(3)ハソコギ □ ① 申請者(世帯主)名義の公金受取口座

※ 利用にはマイナポータル等から公金受取口座を登録している必要があります。
□ ② 下記の現に使用している世帯主(申請者)名義の口座

明・フ

(希望する口座) □ 水道料引落口座 □ 住民税等の引落口座 □ 児童手当等の受給口座

※ 上記の記入(レ点)により税部局等への口座照会を承諾したものとします。 ③ 申請者(世帯主)名義のその他口座 【振込口座記入欄】 ※長期間入出金のない口座を記入しないでください

「放送日注記が開」が及が同り、日並でありませた。								
金融機関名	支店名	分類	口座番号 (<u>右詰め記入</u>)	口座名義(カナ) ※世帯主名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。				
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 金融機関コード 0 0 0 * 4.信連	本 支店 本 支店 本・支所 出張所 支店コード ①***	1普通 2当座	1234567	エチゼン タロウ				
ゆうちょ銀行	通帳記号 6桁目がある場合は		通帳番号 (右詰め記入)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい				

記入④

希望する振込口座にレ 点を付けてください。 ※申請者(世帯主)名義の 口座を指定してください。

【振込口座】

①の口座を選択 ⇒ 「本人確認書類」を添付してください。

※世帯主名義以外の登録口座は利用できません。

市に登録のある口座のうち希望する登録口座にレ点。「本人確認書類」を添付してください。 ②の口座を選択 ⇒

※世帯主名義以外の登録口座は利用できません。複数の口座を市に登録している場合は、振込先が判 別できるよう「受取口座記入欄」に記入してください。

③の口座を選択 ⇒ 受取口座記入欄に口座情報を記入。「本人確認書類」及び「口座確認書類」を添付してください。

【記入例】均等割のみ課税世帯用 様式第2号 申請書 (裏面)

【誓約・同意事項】 ※必ず全ての項目を確認してください。

私の世帯は、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対する支援給付金の支給要件(※)に該当します。

※支援給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。

- 基準日(令和5年12月1日)時点で、越前市に住民登録がある。
- イ 世帯内に、令和4年1月~12月の所得により令和5年度住民税所得割が課されている者がいない。 ウ 世帯内に一人以上、令和4年1月~12月の所得により令和5年度住民税均等割が課されている者がいる。 エ 世帯の全員が、令和5年度住民税が課されている親族等から扶養を受けている世帯でない。
- (注)住民税における取扱いとして扶養を受けているか分からないときは、まずは家族に確認してください。 オ 世帯内に、租税条約による課税免除の適用を届け出ている者がいない。
- ② 私の世帯の中に、住民税が未申告である者はいません。
- ③ 私の世帯の中に、他の自治体が実施する同様の事業による給付金の支給を受けた者はいません。
- 支援給付金の支給要件を満たすかどうかの審査を受けるため、本市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿 ④ 等の確認を行うことや他の行政機関等に必要な資料の提供を求める・提供することに同意します。また、公簿等で確 認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑤ この申請書(添付書類を含む)が、還付(返却)されないことに同意します。
- 支給決定後、申請書の不備による振込不能等により支払が完了せず、かつ、令和6年 連絡・確認できない場合に、支援給付金が支給されないことに同意します。

誓約・同意事項は、必ず全て確認し、 同意の上で、ご申請ください。

- (7) こども加算を申請した児童は、全員扶養しています。生計が別である児童は含まれていません。
- 支援給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽が判明した場合や支援給付金の支給要件に該当しないこ とが判明した場合は、支援給付金を返還します。

提出書類

1

▼ 『令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対する支援給付金申請書』(本書)

※ 必要事項をご記入ください。

提出書類の添付忘れに ご注意ください。

- ▼ 『申請者の本人確認書類の写し(コピー)』
 - ※ 申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(マイナンバー通知カードは不可)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。(いずれか1点)
- ▼ 『振込口座を確認できる書類の写し(コピー)』(振込口座が表面「③申請者(世帯主)名義のその他口座」の方のみ)
 - ※ 通帳やキャッシュカードなど、振込口座の金融機関名・口座番号・口座名義人(カナ)を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- ▼ (現住所と「令和5年1月1日時点の住所」が異なる方全員分) 令和5年1月1日時点の市区町村が発行する『令和5年度住民税の課税状況が分かる証明書の写し(コピー)』
 - ※ 令和5年度の住民税の課税が分かる証明書は、令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村(又は課税地の市区町村)にて発行してください。証明書の発行は申請者の自己負担になりますのでご注意ください。未申告の方は、申告後に申請してくだ
- (世帯外で扶養している児童がいる場合) 『申立書(様式第2号別紙)』

世帯外だが扶養している(同一生計である)児童を含め て申請する場合は、併せて「申立書」の提出が必要です。

※記

給付対象となる世帯主に代わって代理で申請を行う場合は、追加で「委任状※」の提出が必要です。

代理人として申請できる方は原則として下記の方に限ります。

②法定代理人(成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人等) ③親族等

- ※代理申請の詳細および委任状の参考様式は越前市給付金特設ページに掲載していますのでご確認ください。
- ※成年後見登記制度に基づく登記事項証明書により成年後見人と確認できる場合は、その写しの提出をもって委任 状の提出に代えることができます。
- ※成年後見登記制度に基づく登記事項証明書により保佐人・補助人と確認でき、かつ、公的給付の受領に関する代理 権が付与されていることが代理権目録により確認できる場合は、その写しの提出をもって委任状の提出に代えるこ とができます。

受け

【公金 マイン **※** ×